

議案：釜山広域市中区新昌洞射撃場建物火災事故死傷者に対する補償金支給条例案

議決日：2009．12．22

(議決と同時に施行)

目的

第1条（目的）この条例は2009年11月14日に釜山広域市中区新昌洞3街13 - 1番地に所在した射撃場建物の火災事故によって発生した死傷者に対して補償金を支給することで、死傷者及びその家族を慰め、地域社会の安定と観光産業の発展に資することを目的とする。

第2条（定義）この条例で使用する用語の意味は次の通りである。

- 1．「死傷者」とは2009年11月14日新昌洞射撃場建物火災事故（以下「射撃場火災事故」とする）で発生した死亡者と負傷者をいう。
- 2．「補償金」とは死傷者に支給する一体の金品のことをいう。

第3条（補償金の支給対象）補償金の支給対象は射撃場火災事故による死傷者に限定する。

第4条（死傷者補償審議委員会）射撃場火災事故に関する次の各号の事項を審議・議決するために、釜山射撃場火災事故死傷者補償審議委員会（以下「委員会」とする）を置く。

- 1．死傷者に対する補償金の審議・議決
- 2．その他の補償金支給と関連した事項

委員会は委員長1名を含めて10名以内の委員からなる。

委員会の委員長は政策企画室長が務め、副委員長は委員の中で委員長が指名し、委員は次の各号の人の中から釜山広域市長（以下「市長」とする）が任命または委嘱する。

- 1．釜山広域市の公務員
- 2．釜山広域市議会が推薦する人
- 3．弁護士
- 4．その他に死傷者補償業務に関する学識と経験の豊富な人

委員長は委員会を代表して業務を総括し、委員長がやむを得ない事由で職務を行うことができない時は、副委員長がその職務を代行する。

委員会の会議は委員長が必要であると認める際に召集する。

委員会の会議は在籍委員過半数の出席で開き、出席委員過半数の賛成で議決する。

委員会の事務を処理するために、委員会に幹事1名を置くが、幹事は所属公務員の中から委員長が指名する。

委嘱委員には予算の範囲内で、手当と旅費を支給できる。

この条例が規定することの他に、委員会の運営に必要な事項は委員会の議決を経て委員長が決める。

第5条（補償金受領権者）補償金を申請して受領できる人（以下「補償金受領権者」とする）は、死亡者の場合は相続人とし、負傷者の場合は本人とする。

第6条（補償金の決定）補償金は委員会の審議・議決を経て市長が決定する。

第7条（補償金の通知）市長は第6条に従って、補償金を決めれば、遅滞なく補償金受領権者に決定した内容を知知しなければならない。ただし、通知書が戻された場合は、「民事訴訟法」の送達規定を準用する。

第8条（補償金の再審議） 補償金受領権者が第6条に則って通知された補償金に異議があれば、通知を受けた日から30日以内に市長に補償金の再審議を要請できる。ただし、補償金受領権者が海外旅行中だったり、海外居住またはその他のやむを得ない事由で、30日以内に再審議を要請できない場合には、委員会の決定でその期間を延長できる。

市長は第1項により、再審の要請を受けた日から14日以内に委員会に補償金の再審議を要求しなければならない。

委員会は第2項により、補償金の再審の要求を受けた日から14日以内に補償金を審議・議決しなければならない。

市長は第3項により、補償金を決定すれば遅滞なく補償金受領権者にその内容を通知しなければならない。その場合、補償金受領権者はその金額に対して再び再審議を要請できない。

第9条（補償金の請求）補償金受領権者は第6条または第8条第4項の全段にしたがって、補償金の通知を受けた日から60日以内に補償金の請求をしなければならない。ただし、補償金の受領権者が海外旅行中だったり海外住居、その他のやむを得ない事由で、60日以内に補償金を請求できない場合は、委員会の決定でその期間を延長でできる。

第10条（補償金の取り戻し） 市長は次の各号のいずれかに該当する場合には補償金受領権者が支給された補償金を取り戻さなければならない。

1. 詐欺または不正な方法で補償金を支給された場合
2. 補償金を誤って支給したり、二重支給された場合

第1項第1号の事由に該当する場合には、補償金に金融機関の1年満期定期預金の平均利子率で算定した利子を加えて戻せる。

第11条（求償権の行使） 市長はこの条例に則って死傷者に支給した補償金に対して関係法令による賠償責任のある者に求償できる。

付則

第1条（施行日）この条例は公布した日から施行する。

第2条（経過措置）この条例の施行前に行われた補償及びその他の関連行為はこの条例によるものとする。

第3条（有効期間）この条例は補償金の支給が完了した時とする。ただし、第10条に則って、補償金を取り戻したり、第11条に則って求償権を行使する場合は、その業務が終了する時まで効力を持つ。